

令和元年度
第2回長崎県公共事業評価監視委員会
議事録

日 時：令和元年9月30日（月）13：30～15：00

場 所：サンプリエール 5階 エトワール

出席委員：井上 俊昭 委員長

大嶺 聖 副委員長

中村 政博 委員

岡 美澄 委員

梅本 國和 委員

五島 聖子 委員

令和元年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和元年9月30日（月）

13時30分～15時0分

場 所：サンプリエール5階 エトワール

— 午後 1時30分 開会 —

1. 開 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日、進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の金子でございます。よろしくお願いいたします。

これより後は着座のまま進めさせていただきます。

本日の委員会でございますが、委員7名のうち6名の方にご出席いただいております、委員総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により本委員会は成立していることをご報告いたします。

本日、ご審議いただきます案件は、土木部の県事業「川棚川河川総合開発事業（石木ダム）」の再評価1件でございます。

それでは、審議の進行につきまして、井上委員長、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 委員の皆様には、本日はお忙しい中にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

2. 委員会審議

○井上委員長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

先ほど説明がありましたように、本日の再評価対象事業の説明及び審議として、「川棚川河川総合開発事業（石木ダム建設事業）」となっております。

この案件につきましては、配付資料がたくさん用意されておりますので、一度に説明してもらおうと質問もしにくいと思いますので、前半と後半に区切って説明をしていただきたいと思います。

まず、1番から4番目までの説明、ページでいきますと1ページから14ページまでを前半として、次に5番から10番の最後まで、ページにして15ページから23ページまで、これを後半として、それぞれ質疑応答ということで会議を進めさせていただきます。

それでは、前半の説明をお願いいたします。

○説明者（松本） 長崎県河川課でダム担当企画監をしております松本と申します。本日は、「川棚川河川総合開発事業（石木ダム）」についての再評価ということで県側の原案を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料と同じものを前のスクリーンに映しますので、こちらで説明させていただきます。

す。

それでは、2ページをお開きください。

今回の再評価に至りました経緯についてご説明します。

前回の石木ダム建設事業の再評価につきましては、平成27年度に実施し、本来であれば5年後の令和2年度に再評価を実施する予定でございました。しかしながら、現在、現場で進めております付替県道工事が遅れたために、令和4年度の事業完成が困難であると判断いたしております。そこで、今年度の長崎県公共事業評価監視委員会に諮り、工期を令和4年度から令和7年度に延長したいと考えております。

今回の再評価委員会につきましては、国土交通省所管の補助事業でございます河川総合開発事業を対象といたしております。

なお、水道事業については、共同事業者である佐世保市に対して、今後の石木ダム事業への継続参画の意思を事前に確認いたしたところ、佐世保市からは、「佐世保市の慢性的な水源不足の解消は最重要課題であり、また、既存施設の老朽化対策という側面からも緊急性が一層増しているとの事情に変わりはなく、引き続き事業への参加を継続する。」との回答を得ております。

次のページをお開きください。

「川棚川流域の概要」でございます。

川棚川は、川棚町の一部と波佐見町の全体を流域とする県が管理する二級河川でございます。流域面積は81.4平方キロメートルで全国的には200平方キロメートル未満の中小河川ですが、県内の二級河川では県北にある佐々川に次いで県内第2位、河川の延長につきましては19.4キロメートルで二級河川のうち佐々川、それと佐世保市を流れております相浦川に次いで県内第3位となっております、県内では比較的大きな河川であります。

川棚川の流域内の人口は約2万人で、主に川棚町の下流部と波佐見町の上流部に集中いたしており、その間の中流部に広がる平野は、県下で諫早平野に次ぐ穀倉地帯となっております。

また、川棚川の河川水は、現在、農業用水として利用されているほか、既設の水道用水として川棚町、波佐見町、さらに下流から取水して佐世保市に送っているという利用状況でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。「石木ダムの位置」についてご説明します。

川棚川の河口から約2キロのところ左支川の石木川がございまして、ここから上流にまた2キロのところ石木ダムの建設を計画いたしております。下流には、JR大村線、国道205号、それと川棚駅、川棚町役場などが分布しているような状況です。

また、川棚川の治水基準点といたしまして、我々が河川を管理するのに必要な基準地点を山道橋に設けている状況です。

既に建設が終わっております代替宅地がございまして、既に協力していただいている方の一部には、ここに移転をしていただいている状況です。

また、上流のこの位置につきましては、代替の墓地を既に墓地管理組合のほうで建設している状況です。

ダム建設地のすぐ下流の右側ですが、ここについては現在も稼働している採石場が分布して

いる状況でございます。

次をお願いします。「石木ダムの目的」について、5ページでご説明いたします。

石木ダムにつきましては、3つの目的があります。1つ目が「洪水調節」、2つ目が「流水の正常な機能の維持」、3つ目が「水道用水（新規利水）」です。

右側にダムの貯水池容量図を示していますが、一番下の茶色の部分については、ダム完成後に上流から流れてくる土砂を約100年間分ためることができるように、堆砂容量を30万立米確保しているような状況です。

次に、その上の青色部分でございますが、2つ目の目的の「流水の正常な機能の維持」と、3つ目の目的であります「水道用水（新規利水）」に必要な利水容量として、合わせて323万トンを確認いたしております。次に、一番上の薄い水色部分になりますが、1つ目の目的であります「洪水調節」のための治水容量として195万立方メートルを確認いたしております。これらの容量を全て合わせて総貯水容量といたしまして548万トンとなります。この規模のダムにつきましては、県内にこれまで35ダムをつくってきましたが、長崎市外海町の神浦ダム、大村市の萱瀬ダムに次いで、県内で3番目に大きい貯水規模のダムになります。

また、石木ダムの総事業費としましては、全体で285億円、そのうち、目的1の「洪水調節」と目的2の「流水の正常な機能の維持」の費用として、県が約185億円を負担し、そのうちの2分の1を国土交通省の補助事業ということで補助を受けている状況でございます。

また、3つ目の目的でございます「水道用水（新規利水）」の費用として佐世保市が約100億円を負担し、そのうちの3分の1を厚生労働省の補助を受けている状況でございます。

先ほども申しましたが、本日の再評価におきましては、目的1の「洪水調節」と目的2の「流水の正常な機能の維持」の部分が国土交通省所管となりますので、この部分についての審議ということでお願いしたいと思っております。

6ページをご覧ください。「ダムの諸元」についてご説明いたします。

石木ダムの諸元につきましては、高さが55.4メートル、長さが234メートルでございます。形式は重力式コンクリートダムということで、ダムの重さによって水圧にたえるダムになっております。

上の平面図の茶色い部分がございますが、ここについては盛土部ということでございます。計画しているダムの高さよりも一部ちょっと低いところがありますので、ここは鞍部処理といまして、盛土によって施工する部分でございます。

7ページをご覧ください。「事業計画と進捗状況」についてご説明いたします。

現在、平成30年度末の進捗率ですが、予算の執行済額ベースで約156億円、約55%の進捗となっております。

また、用地の進捗状況につきまして、グラフをお示ししておりますが、上から順番に買収面積、移転家屋数になります。買収面積については、全体の約81%が任意での取得済みとなっており、残る用地については、現在、土地収用法に基づく手続を進めている状況でございます。

また、移転家屋についてですが、全体67戸のうち54戸について任意での移転をいただいている状況です。

また、ダム関連工事としましては、付替道路工事がございますが、ダム建設に伴って貯水池

となって付替が必要となる道路を貯水池周辺に新たにつくる計画といたしております。

道路延長につきましては、県道、町道及び農道を合わせて 6 路線、合計約 7 キロメートルとなっております。

先ほど説明しました代替宅地及び代替墓地については、現在、このスライドの写真のような状況となっております。代替宅地につきましては、29 区画ございまして、21 区画につきましては、既に移転してお住みになっていただいております、残りが 8 区画になっているような状況です。墓地管理組合がつくりました代替墓地につきましては 36 区画中 31 区画が現在埋まっている状況でございます。

8 ページをご覧ください。「ダムによる洪水調節の方法」についてご説明します。

治水機能を持つダムは、大雨の時にダムの上流から流れてくる水をダムに一時的にためることで、下流の川に流れる水の量を減らし、下流の洪水被害を軽減します。ここに示しているのが洪水時の、今、説明したダムの働きですが、通常、こういった低い位置に水位を保っております、これが大雨が降ったときに水位が一時的に上がりますけれど、この時、この下の常用洪水吐きと呼ばれるところから一時的に水を下流側に安全な量だけを放流すると。大雨が終わった後につきまして下流に流しながら水位が徐々に下がっていく、こういうふうなメカニズムとなっております。

川棚川の治水安全度については、川棚川の想定氾濫区域内における資産の状況、県内バランス及び過去の水害等を考慮しまして、長期計画といたしまして、川棚川水系河川整備基本方針において、概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図ることを目的といたしております。

また、概ね 30 年間で計画対象期間とする河川整備計画では、優先的に石木川合流点下流を概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流については、概ね 30 年に 1 回発生する降雨による流量の安全な流下を図ることを位置づけております。

川棚川の河川整備計画では、洪水調節施設としまして、川棚川本川に既にごございます既設の野々川ダムに加えて、今回、支川の石木川に石木ダム建設を位置づけております。

先ほど申しました治水基準点である山道橋において、毎秒 1,400 トンの流量が野々川ダムと石木ダムにより毎秒 1,130 トンに調節され、河川改修とあわせて安全な流下を図る計画としております。

9 ページをご覧ください。「川棚川における過去の大きな洪水被害」についてご説明いたします。

川棚町では、過去に 4 度、大きな洪水で被害を受けております。昭和 23 年には 2,000 戸の浸水被害、昭和 31 年には 801 戸、昭和 42 年には 128 戸が浸水被害を受けております。治水対策が一定進んだ平成 2 年においても、右下の図に水色で着色している部分が浸水し、町内で 384 戸の被害が発生している状況です。

平成 2 年の洪水時の洪水の状況の写真でございますが、川棚町の江川橋の上流から川棚川本川が溢れて右岸側に流れている状況が確認できるかと思っております。

左岸側の状況ですが、川棚川本川の水位が上がりまして、左岸側にバスがいますけれど、こ

ちらのほうに越水している状況が確認できるかと思えます。

10 ページをご覧ください。2 つ目の目的でございます「流水の正常な機能の維持」についてご説明いたします。

この流水の正常な機能の維持というのは、雨が降らない渇水時も川の流れを安定させ、農業用水や水道などの既得用水の確保や、水生生物の生息環境や景観を保全するためのものがございます。

川棚町の渇水被害を左下の表に示していますが、過去においても干ばつ被害や、平成 6 年や平成 7 年は節水のお願いのチラシの配布や工場や事務所といったところにも節水の協力を依頼するなど、制限給水ぎりぎりの状況だったということをお聞きいたしております。

この写真につきましては、平成 6 年渇水時の、川棚川の山道橋のところには山道堰というのがございますが、堰の下流の状況の写真ですが、ここから川棚町が河川水を飲料用に取水していますが、その取水後については川に全く水がなくて、この時に魚が大量に死んだという状況が確認できております。

現在、川棚町の水道につきましては、川棚川と石木川から合わせて日量 7,500 トンを取水しております。さらに、佐世保市においても山道橋の地点から 1 日当たり 1 万 5,000 トンを川棚川から取水して佐世保の浄水場に送水しているような状況でございます。

石木ダムが完成することによって、既存の川棚町や佐世保市の水道用水も現在よりも安定した取水が可能になることから、地元川棚町にとっても十分大きなメリットがあると考えております。

11 ページをご覧ください。「事業の経緯」についてご説明いたします。

まず、「主な経緯」についてですが、石木ダム事業につきましては、昭和 50 年度にダム建設事業採択、着手いたしております。その後、平成 2 年 7 月の川棚川の氾濫、平成 6 年から 7 年にかけての佐世保市の渇水を経験し、平成 9 年 11 月にはダム事業にご理解いただきました地権者の皆様と損失補償基準の締結を行っております。この後、平成 12 年に代替宅地、平成 15 年には代替墓地の造成など、生活再建にも我々として十分取り組んできたような状況です。

その後、佐世保市は平成 16 年には水需要の見直しを行っており、当時、1 日当たりの取水量を 6 万トンといたしておりましたが、これを 4 万トンに変更し、その後、県は平成 17 年に河川法の手続として川棚川水系の河川整備基本方針、19 年には河川整備計画を策定し、平成 20 年には県条例に基づいて環境影響評価の手続を完了しております。

その後、平成 21 年に九州地方整備局へ事業認定申請書を提出しましたが、その後に政権交代がございまして、その中でダム検証を実施いたしております。石木ダムについても、平成 24 年 6 月 11 日にダム継続の対応方針が決定いたしており、平成 25 年 9 月 6 日には事業認定が告示されております。

この事業認定後は、土地収用法に基づいて、平成 26 年 9 月 5 日以降、3 回に分けて土地の収用裁決申請及び明渡裁決申立を行っております。

用地取得及び付替道路工事の状況につきましては、この後、もう少し詳しい話をさせていただきます。

12 ページをご覧ください。これまで行いました「事業説明会等の主な開催状況」についてご説明いたします。

石木ダムにつきましては、事業採択以来、これまでに地権者の皆様にご理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えまして、事業の計画について繰り返し何度も何度も説明を実施いたしてまいりました。

このページに示しますように、特に第三者機関の設置を義務づけられております「川棚川河川整備基本方針・河川整備計画の策定」、「県条例に基づく環境アセスメント」、「ダム検証」、「事業認定」時には、専門家を初めとしまして、一般の方も参加の上、説明会、意見交換会及び公聴会も実施いたしております。ここに書いている以外につきましても、地元川棚町や佐世保市において一般の方を対象に各種の事業説明会を実施してきております。

また、平成 22 年の事業認定申請以降、知事も数回にわたって現地を訪問し、地元地権者の方と話し合いの場を持っておりますし、直近では 9 月 19 日に県庁で地権者及びその家族の方と面会を行っております。

さらに、平成 26 年以降は反対されている団体による公開質問状等が提出されておりますが、これにつきましても計 19 回にわたって回答するなど、県としては真摯に対応してきたような状況です。

このように、石木ダムの必要性については、これまでさまざまな機会を通じ、説明会等に延べ 2,000 人以上の方のご参加をいただいております。その中で事業への反対のご意見もお聞きし、その都度、それぞれのご意見に対し、県の考え方をお示ししてきたところでございます。

13 ページをご覧ください。「用地取得の状況」と「土地収用法の手続」の状況でございます。

用地の取得状況について、これまでに買収面積、移転家屋について、いずれも 8 割を超える地権者の方々に事業へのご協力をいただいております。残る用地につきましては、現在、土地収用法に基づく手続を進めております。

「土地収用法の手続き状況」についてご説明いたします。

平成 25 年 9 月に事業認定の告示を受けております「事業認定」については、いわゆる事業認定庁が第三者の視点で事業の公益性について、一般の個別事業法とは別の土地収用法の観点から、改めて検証を行って、公益性が認められる場合、その事業を認定するものが、この事業認定の手続でございます。

事業認定後も、地権者の皆様と任意での交渉を進めるために、事業へのご協力とご理解をいただけるよう、お願いしてまいりますとともに、並行して土地収用法に基づく手続を行ってまいりました。

土地収用法に基づく手続につきましては、迂回路部の用地、下流のダム本体部分用地、中・上流部の用地の 3 カ所に分けて進めております。

この図でもう一度簡単に現状をご説明いたしますと、迂回路に必要なオレンジ色で囲まれました一部分の用地約 5,500 平方メートルについては、平成 27 年 6 月 22 日に県収用委員会が権利取得及び明渡しの裁決を出し、平成 27 年 10 月に明渡し期限を迎えております。

また、ダム本体建設に必要なピンク色で囲まれた中の一部用地約 3 万平方メートルについて

は、平成 27 年 7 月 8 日に、ダム貯水池及び付替道路に必要な水色で囲まれた上流の用地約 9 万平方メートルにつきましても、平成 28 年 5 月 11 日に裁決申請を行っており、その後、県収用委員会での審理を経て、本年 5 月 21 日に収用裁決及び明渡しの裁決がなされたところであり、現在、9 月 19 日をもちまして所有権は国のほうに移っております。今後、11 月 18 日には全ての用地の明渡し期限となっております。

14 ページをご覧ください。現在行っている「訴訟関係」についてご説明します。

現在、係争係属中の訴訟案件としましては、国を被告とした「石木ダム事業認定処分取消請求事件」、長崎県と佐世保市を被告といたしました「石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件」の 2 件であります。

いずれも、平成 27 年の前回の再評価後に訴訟を起こされたものであります。そのため、再評価委員会の附帯条件でございます「反対地権者の疑問点について説明を継続し、円満な解決を望む」に対して、議論が司法の場へと移ってしまったということで、反対地権者の皆様方との話し合いの場を持つことが困難になった状況でございます。

事業認定取消訴訟については、平成 30 年 7 月 9 日、原告の請求を棄却する第一審判決がなされました。その後、原告側は 7 月 23 日に福岡高裁へ控訴いたしております、これまで 3 回の口頭弁論が行われましたが、結審いたしまして、今年の 11 月 29 日には判決が出される予定になっております。

もう一つ、工事差止訴訟につきましては、平成 29 年 3 月 6 日に長崎地裁佐世保支部へ提訴されておりますが、これまでに 12 回の口頭弁論が行われているような状況です。県側が地権者及び支援者側を訴えたものとして、工事大型車両の現場への唯一の入り口であったゲート前において、反対者らによる職員とか工事請負業者の現場への入場に対して行動を行われまして、通行妨害禁止仮処分申し立てを 2 回行っており、いずれも県の訴えが認められているような状況でございます。

以上が前半の説明でございます。

○井上委員長 ただいま、前半の説明がありましたが、これまでの説明の中でご意見、ご質問等があればお願いします。

○岡委員 移転家屋に関してですが、全体で 67 戸のうち 54 戸が移転されたということで、その辺の説明で 29 区画のうち 8 区画残りがあるということですが、1 区画にどのくらいの建物が建つ計算で 8 区画残っているのかということと、現在、土地収用で国所有の土地になっている土地の方が、今後、ここに移転は可能なのかということ。

もう一つ、移転された家屋の方々に何か利点はあるのか。現在、変な言い方、得はあったのか。既に住んでいる方がいらっしゃると思うんですけど、その後、直接聞いたりということはされたのか、してないのかということをお願いします。

○説明者（松本） 移転していただいたことについては、29 区画のうち 8 区画残っていて、基本的には 1 区画 1 世帯と考えております。これまで移転していただいた方も、全てこのことではございませんで、県内とか県外及び川棚町内とか、そのあたりに移転をしていただいたというふうな状況を聞いております。

○説明者（浦瀬） 代替地に移転したメリットがあるかということですが、移転された皆さん

も苦渋の判断で移転されたということで、生活環境が変わっているの、具体的なメリットとかデメリットは聞いておりませんが、そこも含めてぜひ地権者の方に移転先等も含めて相談いただいて、私どもも誠意をもって対応できればと思っております。

○岡委員 今現在、13世帯の方も、今からでも移転は可能なのかなのか。

○説明者（松本） 我々として、事業にご理解、ご協力いただくのであれば、真摯に生活再建等につきましても一生懸命努力したいと考えておりまして、もし移転していただけるというのであれば、我々も真摯に対応したいと考えております。

○岡委員 以上です。ありがとうございました。

○井上委員長 ほかに質問、ご意見をよろしくお願いします。

○大嶺副委員長 環境への影響のことをお伺いしますが、先ほど、渇水の時も少し水を流すとか、あと、環境影響評価もされて、その結果も出ていると思うんですけど、例えば、貴重な生物とか生き物がどの程度影響を受けて、生態系に影響はどの程度あるのかなのかということも教えていただきたいなと思っております。

○説明者（松本） 石木ダムにつきましては、先ほどご説明いたしましたが、長崎県の条例に基づいてダム建設による環境への影響について、工事中及び工事後、供用時と言っているんですけど、ここにおける調査とか環境保全のための措置について検討を行っております。

その結果、環境に及ぼすおそれがある影響が、我々事業者により実行可能な範囲で、できる限り回避または低減されており、必要に応じ、その他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているというふうに環境アセスの中では評価をいたしております。

○説明者（浦瀬） 具体的に幾つか話をさせていただきます。

植物等で貴重なものがあるものについては移植ができないかということで、今現在、移植をやっております、そのモニタリング調査をやっております。

また、ダムの水質、放流の水質についても、工事中及び管理中の水質も把握、検討しております、これについては具体的には土砂による水の濁り、水温、富栄養化、DO（酸素量）あたりを計算しまして、基本的にはダムの貯水池の中に曝気装置とか、あと水を下流側に放流する時も水温を見ながら、上から放流するとか、下から放流するとか、選択取水ということで、そういう施設をつくることによって水質の悪化というものではなくて良好な水を放流するというように考えております。

○大嶺副委員長 石木ダム以外で、例えば、長崎だと本明川のダムが今建設されていると思えますけど、そういったほかのところは問題なく、環境への影響が問題なく進められて順調にしているのか、この石木ダムだけ特別な状況なのかどうか。

○説明者（浦瀬） 現在、うちの県で進めていますダムというのは、この石木ダムと、県事業でいきますと長崎水害緊急ダム事業の浦上ダムというのがございます。それと、今、委員が言われました、国が進めています本明川ダムがございまして、本明川ダムについては規模が大きいということで県の環境影響評価に基づき、石木ダムと同じような評価をやっております、移植できるものについては移植するとか、あと、水質等についても同じように検討を進めておりまして、基本的にはダムをつくることによって、いろんな方策によって環境については石木ダムと同じように良好な環境が保たれるということで検討されております。

また、浦上ダムについては、今現在、水道専用ダムで既に水がたまっているダムでございますけど、これについては長崎水害対応ということで、今、水道ダムでたまっている貯水池を一部治水化ということで空っぽにするんですけど、これについても環境影響評価に準じていろんな検討を行っております。

以上です。

○井上委員長 ほかにありませんか。

○五島委員 ダムの水位のことですが、通常は穴の下に水位があって、それで雨がたくさん降ったら、その穴の上までくるということなんですけど、最近、いろいろ大被害、大きな台風とか、大水害とかあるんですけど、それを超えて溢れるという可能性はあるんですか、その辺の見込みというか、教えてください。

○説明者（松本） 石木ダムにつきましては、ゲートがついてないダムでございますけど、自然調節方式のダムと言っております。先ほど説明しましたように、概ね 100 年に 1 回の雨がきたときに、常用洪水吐から、下の穴から安全な量を下流側に放水します。ダムの水位がどんどん上がった時に、仮に計画を超えるような大きな雨がきた時の話ですが、いわゆる計画最大の水位を我々はサーチャージ水位と言っておりますけど、これを超えた後も、いわゆるダムに入ってきた量と同じ量だけを下流側に流すということで、ダムに入ってきた以上の水を下流側に放流するという事は、決して行わないというふうな状況です。

○五島委員 上からも溢れるですね。

○説明者（松本） そうですね。絵を見せます。今言われたのが、下の穴が、通常水位を下げている状態で、大雨がくると、この穴からずっと水を流して、上がサーチャージ水位まで上がってきたと。これを超えた時に、上の非常用洪水吐を今からお見せしますが、この下流面図で、左側のここが常用洪水吐ですね、下の穴でございます、この上に 5 門、今あるんですけど、計画を超えるような大雨がきた時は、ここから放流するというふうな状況です。ここが流入量以上の分は出さない。ここから出る時には流入量と放流量と同じ量ということでございます。

○五島委員 ここから水が溢れた時も二次災害とかは起こらないんですか。

○説明者（松本） 先ほど言いましたが、サーチャージ水位を超えて上から越えそうな場合には、当然、事前に川棚町の方にも我々は連絡をするとともに、ダムの下流につきましては、常にサイレンやスピーカー等を設置いたしておりますので、もちろん、町民に周知もいたしますし、我々警報車で上から出るので危ないということは当然住民のほうに周知をさせていただくということでございます。

○説明者（浦瀬） 補足説明をさせていただければと思います。

ダムとか河川改修については、ハード整備と言ってますけど、施設整備ですけど、施設整備については、ある一定の規模までを想定しております。それが、この川棚川については、100 年に 1 回の雨までは、こういうダムとか河川整備で県民の安心・安全を守ります。

ただ、今、異常洪水とかいろいろ言われてますけど、想定される大規模な水害がきた時、どうかという話だと思います、今の質問はですね。その時には、ダムというのは、まず、治水容量を持ってますけど、治水容量は、まず、100 年に 1 回の雨がきた時、いろんな雨のパターン

を計算しまして、それで一番危険な状態での雨について水をため込みます。その計算の値の1.2倍のボリュームをダムの容量として確保します。

それ以上の雨が降った時にどうなるかといったら、先ほど言ったように、上の5つの穴から放流しますが、その放流の水というのは、山から流れてきた水を、そのまま下流に放流しますので、ダムがあってもなくても変わらないという状況だと思ってます。

ただ、ダムがあることによって、例えば、下流側の河川のピークの水位が、下流側の河川も雨が降ると、あと、ダムからの放流がございまして、水位はだんだん、だんだん上昇しますが、その上昇する速度を遅らせることによって避難する時間を稼ぐということで、基本的に100年に1回、もしくはそれをちょっと超えるぐらいについては、ダムとか河川整備で対応するんですけど、それ以上、本当に大きな、巨大な雨が降った時は、避難とか、そういう体制で皆さんに安全に避難していただくことが重要だと思っています。そのために今ハザードマップなんかを市町村につくってもらって、避難計画あたりもつくってもらおうようにしています。

それと、川棚川については、県の警報河川及び水位情報周知河川となっております。これは河川の水位がある一定のところに来ると、地元の川棚町に連絡をすとか、あと、氾濫しそうになると、「エルアラート」といまして、川棚町だけじゃなくて報道機関にも連絡をしまして、それがNHKなんかでテロップが出てくるんですけど、そういうのを見て皆さんには避難をしていただくことになると思います。

ということは、想定以上の雨が降った時は、当然、川も溢れますので、その時は、そういうことで避難をしていただくことになるんですけど、ダムについては、そういう危険な状態というか、上の穴から水を放流する前には川棚町にも通報しますし、また、ダムとか下流にサイレンとかスピーカーを今後備えていく計画になっていますので、そのあたりで住民には周知していくことになるかと思っています。

○井上委員長 いいですか。

○五島委員 はい。

○井上委員長 再度確認したいんですけど、昨年、西日本豪雨で、四国のダムだったと思えますけど、緊急放流によって下流域の浸水がひどかったというニュースを見たんですけど、石木ダムについては、先ほど説明を聞いて大体わかりましたが、本当に安全と言えるかどうか。四国のダムと、この石木ダムはどう違うのか、そこら辺もひっくるめて説明をお願いしたいと思います。

○説明者(松本) 四国のダムにつきましては、昨年7月の前線等により記録的な豪雨が降って、いわゆる四国の肱川ですか、ここで大きな被害が発生しております。

一部報道等によりますと、国が肱川に野村ダムと鹿野川ダムを設置いたしております。このダムの操作が被害の原因であるというような誤解を招きかねないような報道がなされております。

その後、国におきまして、正式に言いますと、野村ダム、鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証の場を設置いたしまして、4回にわたって審議を行っているような状況です。その結果を昨年11月にまとめているんですけど、そのまとめによりますと、この2ダムともダム上流部の2日間の降雨量が計画をはるかに超えるような降雨量だったと。そういっ

たものでございますけれど、ダムがない場合と比較しまして、下流の河川のピークの水位を低下させていると。下流への洪水の到達を遅らせる効果が推測される結果ということで取りまとめられておりまして、このようにダム自体が下流の被害の軽減と避難時間の確保に十分役立つものというふうに認識しているような状況です。

石木ダムにつきましては、この野村川と違いまして、ゲートがついてない、先ほどから言っていますように自然調節方式のダムでございまして、概ね 100 年に 1 回の対応というふうなことで洪水調整を行うダムとなっております。

先ほど、説明しましたけど、ダムが計画規模以上の降雨によりまして仮にサーチャージ水位を超えた場合につきましても、ダムに入ってくる流入量と同じ量だけの水を下流側に安全に流すと。決して、ダム下流には入ってくる以上の水は流しませんということで、計画規模を超えるような降雨があった場合にも、ピーク時間を遅らせたりとか、沿川住民の避難に対する時間も確保できるということで、ありとあらゆるソフト対策を行うことによって、我々は安全にできるというふうに判断をいたしている状況でございます。

○井上委員長 ほかに質問はありませんか。

○梅本委員 確認ですが、先ほどもちょっとお話がありましたけども、100 年に 1 回の降雨量というのは、どのようにして算出してるんでしょうか。

○説明者（松本） 計画策定時において、昭和 22 年から平成 6 年の 48 年間の水文資料をもとに計画をつくっております。その中で 3 時間の雨量が 203 ミリ、24 時間の雨量が 400 ミリというふうに計画いたしまして、今回、この再評価を実施するに当たって、昭和 22 年から、計画時は平成 6 年でしたが、平成 30 年、昨年まで 72 年間において、水文資料等をもとに計画量を確認して現在の計画、いわゆる 3 時間 203 ミリ、24 時間 400 ミリの妥当性というのを我々は確認しているような状況です。

○梅本委員 実際に発生した降雨量の 1.2 倍ということじゃないですか。

○説明者（松本） 1.2 倍というのはダムの容量ですね。総貯水量が 548 万トンと言いましたが、治水の分を実際 1.2 倍しているような状況でございます。

○井上委員長 ほかに。私のほうからいいですか。

県内でも、今年の 7 月から 8 月にかけて大雨が降って特別警報が発令されたんですけども、その時の雨量の規模ですね、最大でどのくらいだったか。そしてまた、その際にダムがあるところの効果の測定等はチェックしているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○説明者（松本） 今のご質問ですが、今年の 7 月ですか、梅雨前線豪雨と台風 5 号によって新上五島町が 1 時間に 81 ミリ、24 時間が 447 ミリ、そのくらいの雨が降っているんですけど、ここにつきましても河川改修、釣道川ですが、青方ダムと河川改修の洪水調整によって、今回は水位を低下させたということで浸水被害は全くあっていないというふうな状況です。

また、対馬市におきましても、上対馬ですが、7 月の洪水で目保呂ダムというダムを県のほうでつくっていますが、この目保呂ダム地点で 7 月には時間最大 50 ミリ、24 時間が 228 ミリを観測していますが、河川改修工事と目保呂ダムの洪水調節の効果によって浸水被害はあっておりません。

また、今月の 9 月 22 日、先週ですが、台風 17 号で仁田川の中流部で一部、浸水被害があ

っていますが、ここにつきましても河川改修とダムの洪水調節の効果によって大幅な被害軽減を図ることができたと我々は認識しているような状況でございます。

○井上委員長 ほかにないですか。続けて私のほうからいいですか。

今日は、治水についての評価ですけれども、利水についてちょっとだけ基本的なことをお尋ねしたいと思います。

利水については、佐世保市が事業主体ですけども、この評価は別途やるわけですよ、佐世保市のほうで。それはいつ頃を予定されていますか。

○説明者（松本） 佐世保市がいつ再評価をやられるかというのは、水道事業の範疇でございますので、それは水道法のルールにのっとった形で適切にされると判断しておりまして、いつというのは我々は把握していない状況です。

○井上委員長 やることはやるわけですよ、評価はね。

○説明者（松本） 当然、法とか、そういうルールにのっとった形で適切に佐世保市のほうも今後実施されると考えられます。

○井上委員長 ほかにないですか、皆さん。

○中村委員 12 ページのところに、「事業説明会等の主な開催状況」というのがございまして、主なものが1から4にございますけれども、そのほかにも「あらゆる機会を通じて意見交換会や説明会を実施してきました」とあります。これは具体的にはどういう形でなさっているのでしょうか。

○説明者（浦瀬） 12 ページにありますけど、基本的には、この4つの委員会等での結果とか、意見交換会とか、そういうところに説明をしています。

これまで長い経緯はあるんですけど、話を聞いていただくという状態にはなかなかなくて、この河川整備基本方針の策定、17年から19年にやっていますけど、このあたりから県としましてもあらゆる機会を捉えてやってきた経過がございます。

これ以前にもいろいろやってきているんですけど、今の石木ダムの計画については、この一番上にあります整備方針計画からになります。

それ以外にも、こういうふうに再評価をやる時に後ろで聞いていただいたりとか、あと、個人的には地権者にお会いした時に話はさせていただきますけど、なかなか家に行って説明するという機会はいただけませんでしたので、こういう説明会とか、あと意見交換会の中で実施してきたという次第でございます。

○井上委員長 いいですか。

○中村委員 はい。

○井上委員長 はい、どうぞ。

○岡委員 同じ続きの質問なんですけれども、この出席人数が書いてあるのは、説明する側も含めた人数でしょうか。

○説明者（松本） 説明会に出席していただいた方の人数というふうなご理解でいいと思います。

○岡委員 説明をする側ではなくって、参加していただいた方々の人数ということですね。

あと一つ、佐世保市内でも多分あっているかと思うんですけども、これはあくまでも県が

主催したものということですかね。

○説明者（松本） 事業認定を申請する以前だったと思うんですけど、佐世保市の中央公民館とか、たしか相浦の公民館だったと思いますけど、県が出向いて佐世保市の方々にも十分説明を行った記憶がございます。

○説明者（浦瀬） 先ほどの中村委員からの説明についてちょっと補足なんですけど、先ほど、「4つの委員会等に対して」と言ったんですけど、それ以降、ダムを反対される6団体から公開質問状というのを平成26年12月にいただきまして、それ以降、県、市におきましては、説明会を開いたりしております。その中で県におきましても、川原公民館に出向いて、私もその時、同席したんですけど、行って説明とかをさせていただきました。

ただ、最終的には説明もなかなかさせていただけなくて、資料を後から送ったりとか、そういうことも含めますと、公開質問状に対しても数十回という形でやりとりをさせてもらったかなと思っています。

○説明者（松本） それと、先ほどの岡委員からの質問でしたが、平成21年8月に石木ダム事業に関する説明会、これは佐世保市の西地区の公民館、それと同8月10日には佐世保市の相浦支所で石木ダム事業に関する説明会を実施しまして、両方合わせて280名ぐらいの出席者がありました。

○井上委員長 いいですか。

○岡委員 はい。

○井上委員長 ほかにありませんか。では私のほうからまた。

工期を最終的に延長するという事になれば、事業費については増額にはならないんですかね、事業費はそのままですか。

○説明者（松本） 事業費につきまして、後でチェックいたしておりますけれども、いわゆる残事業の中で、現在の段階では増額せずに今のままで大丈夫ということを確認いたしております。

○井上委員長 今、14ページまでの質疑応答をしているんですが、ほかにありませんか。なければ後半の説明に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。——それでは、15ページから説明をお願いします。

○説明者（松本） 15ページと16ページ、「工期の変更」ということで説明をさせていただきます。

まず、15ページをご覧ください。

15ページにつきましては、前回の平成27年度の時の変更内容でございまして、前回の平成27年度の再評価委員会でお示ししました資料ですが、完成年度を前回は平成34年度、いわゆる令和4年度まで延ばしたという状況です。

16ページをご覧ください。

これが今回の工期変更の資料となります。完成工期を現在の令和4年度までの完成工期から見直しを行って、3年間延長し、令和7年度の完成ということで考えております。

工期変更の理由としましては、現在進めている付替道路工事の遅れによるものでございまして、工事着工後にダム事業に反対する方々による重機周りでの座り込み等が続いて、現在進めている付替県道工事（1工区）、それと迂回道路の完成が令和2年度までに延びること

で、今回、やむなく工期を変更したということです。

工種ごとの工程表にお示ししていますが、ダム本体工事の進捗に伴って県道嬉野川柵線が使えなくなるということを先ほどから説明しておりますが、迂回路としての付替県道工事（1工区）、それと迂回道路が令和2年度に完成の予定でございます。

引き続き、来年度からダム本体工事の一部にとりかかる予定でございます。ダム本体が完成後に試験湛水を開始し、完成が令和7年度というふうな予定になっております。

また、ダム本体工事及び付替道路工事以外の附帯工事、いわゆる土捨場等の基盤整備等についても、ダム完成年度までには完成させる工程としまして、先ほどから申しておりますように、3年間延長し、令和7年度末に変更したいと考えています。

続きまして、工期変更の理由で「付替県道工事着手の遅れ」ということで17ページにお示ししております。

工期変更の理由となりました、付替道路工事における反対者による行為について説明をさせていただきます。

平成26年7月に現在の付替道路工事に着手したんですけれども、当時、ゲート前において反対者らによる職員とか工事請負業者が現場へ入場することに対して妨害行動が継続しました。このため、平成26年8月に県側が通行妨害禁止仮処分命令申立を長崎地裁佐世保支部に提出し、その判決が出るまで一旦工事をやめておりました。

その後、司法の判断の結果、仮処分命令がなされ県側の訴えが認められまして、また改めて平成27年5月に工事を再開しました。しかし、残念ながら、反対者らによる妨害行動は止むことができませんでした。

その後、平成27年8月の前回再評価を行っていただいた後も、ゲート前で入場を妨害する行為が続いたため、2回目の通行妨害禁止仮処分命令申立を行いました。再三の説得にもかかわらず現場内へ入場することはできず、着工できませんでした。

その後、平成29年1月末に場内に現場詰所を設置して重機を搬入した後からは、妨害行為の場所がゲート前から変わって、現場内で重機の周辺に座り込んだりとか、ダンプトラックの通行路に座り込むような妨害が継続されております。

これにつきましては、我々が既に任意で取得しました用地内で当然工事は進めておりますけれども、そこで妨害行為が残念ながら引き続き行われたというふうな状況です。

18ページをご覧ください。「付替県道工事の進捗の遅れ」です。

現場内での状況の変化ですが、このように重機周辺に座り込んだり、ダンプトラックの走行路に座り込む行為がありました。現在、午前中ではありますが、ダンプトラックの走行路に座り込むような行為が続いているところです。

このような状況でございますが、県側としましては、反対者及び工事請負業者双方の安全を確保しながら施工を何とか行ってきております。こういった中、施工効率は大幅に低下しております。ダム本体工事を行う際の迂回路となる付替県道工事（1工区）及び迂回道路の完成が、残念ながら、3年間遅れる見込みとなりました。

そのため、3年間の工期変更ということで考えております。

19ページをご覧ください。「事業の投資効果」についてご説明します。

まず、ダム事業の費用対効果分析の考え方ですが、まず、費用については、「洪水調節」と「流水の正常な機能の維持」のためのダム建設費とダム完成後の維持管理費を合わせてダム事業費となっております。利水分は除いているという状況です。

ダム施設の整備による便益、いわゆるダムができて防止し得る被害額を便益と言っていますが、これにつきまして洪水の直接的な被害の防止として、家屋、農作物、公共土木施設が被害を受ける額とか、洪水の間接的な被害の防止として営業停止処分の損失等がございます。この2つが治水の効果となります。また、流水の正常な機能の維持として、渇水による被害の低減などについて不特定の効果となり、これらをあわせてダム事業の便益といたしております。

これら、総便益と総費用について、いわゆる社会的割引率を用いて現在価値化し、それがB/C、費用対効果となります。

今回の石木ダムの場合、総便益が約385億円、総費用が約317億円ということで、これを割りまして、いわゆるB/Cは1.21ということで、1.25から1.21ということで前回より若干減っておりますが、1をはるかに超えているということで、事業効果については十分あると我々は確認いたしているところでございます。

次に、「付替県道工事の進捗状況」についてですが、きょう、石木ダム事務所のほうから職員が来ておりますので、石木ダムの田中次長からご説明させていただきます。

○説明者（田中） よろしく申し上げます。

現在、ダム本体工事の令和2年度の着工に向けて、付替県道工事の進捗に努めております。

左手に見えますのが採石場です。その横に一般県道嬉野川柵線があります。そこに石木川が上のほうから流れています。付替区間は、この区間から、このルートで、大きく右に曲がっていくルートです。現在、場内で発生した土砂は、ここに盛土をしまして、最大高さ12メートルの道路をつくっております。この区間の約200メートルは今年度に完成する予定です。今、斜面の法面工事をやっております。これも今年度、完成予定です。道路は、ここからずっと登っていきます。今、ここに座り込み等の妨害をされておりますので、職員で安全対策をやっているところです。

ここから延びていきまして、今、山を切って掘削して道路の形ができております。現在、この道路の側溝、排水工事と法面对策を施工しているところでございます。

この先に谷がありますが、現在、この先のほうも道路の付替区間の進捗を図るために、今、こちらのほうまで工事を進めているところでございます。もう少し進みますと、右手のほうに代替墓地が見えてきます。道路はここを通って行きます。それと、代替墓地に接続する道路も設置していく予定になっております。ここにつきましては、着々と道路の形状ができ上がっており、現在も途切れることなく、付替区間、約1,100メートルの区間の施工を行っているところです。

○説明者（松本） 21ページをご覧ください。「代替案立案の可能性」ということで、治水代替案の立案の可能性についてご説明します。

いわゆるダム以外の治水代替案につきましては、平成24年に行いましたダム検証の中の「再評価実施要領細目」というのがございまして、この中で示された26策を対象として、川柵川流域で適用可能な案について、現在の石木ダム案を含む8案について検討して、その結果、コ

ストなどの観点からダム案が最も優位と評価されています。その後の事業認定においても、現行のダム案が経済性等の面からも最も有利な案と判断されております。

今回、ダム検証後に川棚川の河川改修及び周辺の状況に大きな変化はございませんでしたので、この治水代替案については、現在の価格でもう一回確認を行いました。現行のダム案が最も優位であることに変わりはありませんでした。

次に、「流水の正常な機能の維持に関する代替案立案の可能性」についてご説明いたします。

この代替案としましては、これも先ほど言いましたように、ダム検証時の「再評価実施要領細目」に基づいて、この時、14案を対象として検証して、川棚川流域での適用の可否を検討した結果、ここに示しております現行のダム計画を含む4案について検討を行いました。

ここも治水代替案と同様に、川棚川の状況と周辺の状況に大きな変化はございませんので、現在の価格でもう一回確認をいたしたところ、現行のダム案が最も優位であるということで変わりはございませんでした。

最後になりますが、以上で全ての説明は終わりますが、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点、代替案立案の可能性の視点での検討結果を踏まえ、石木ダム自体が川棚川の抜本的な治水対策のため必要不可欠な事業であり、早期に完成させる必要があるため、令和7年度の完成を目指しまして事業継続ということで事業者側の対応方針をお願いしたいと考えております。

○井上委員長 これの後半の部分の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質問、それからご意見があればよろしくお願いします。

○五島委員 かなり大規模な工事なんですが、ダムの建設に伴って国内外では、よく観光開発とか、地域開発とか、環境整備とか、まちおこしとかというようなことが行われることもあると思うんですが、この新しいダムの周辺というのは、そういった観光とか新たな地域開発みたいなところのプランニングみたいなのはあるんですか。

○説明者（松本） 新たなプランニングというよりか、この石木ダムは、事業をすることによってかなりの水没家屋というのが生じるということで、通常、ここは水源地域対策特別措置法という法律を個別以外にも適用するようなことになっております。

ダム建設によって周辺地域の産業基盤とか生活環境に著しい影響を受ける地域において、その影響を緩和するための各種の対策を講ずることによって住民の生活の安定や福祉の向上を図るといったことを目的としている状況です。

県内で、この水源地域対策特別措置法の適用を受けているのは、先ほども言いましたように、諫早で国がつくろうとしている本明川ダム、これと石木ダムの2つでございます。石木ダムにつきましては、昭和57年7月に、いわゆる水源地域対策特別措置法の第2条ということでダムの指定を受けています。その後、水源地域対策特別措置法の3条で、ことしの3月ですか、いわゆるここで水源地域の指定を受けているところです。現在、今後の整備、こういった形で整備をしていったほうがいいのかということで、県と市と町から成る促進調整会議という場をつくって、その中で今後こういった対策をしたほうがいいのかということで、今、メニューの絞り出しとか、その洗い出しをやっているところで、例えば、公園の整備とか、資料館の整備とか、運動場の整備とか、そういったことを今検討しているところで、メニューとしては、今

のところ、13メニューで、今後、早期策定に向けて頑張っていこうと考えているところです。

○井上委員長 ほかに。はい、どうぞ。

○梅本委員 今のお話とも重なるかもしれませんが、19 ページで費用便益の説明がありまして、治水の便益として、家屋や家庭用品、事業所、農作物、公共土木施設等の直接被害に対する便益、営業停止などと書かれておりますけれども、家屋とか事業所とか土木施設等の被害を想定されている戸数というか、件数というのはどのくらいを想定されているんでしょうか。

○説明者(松本) 具体的な数字まで持ち合わせていないんですけど、現状を把握して現地調査をやって家屋等を確認した上でB/Cというのを出している状況です。

この右側が川棚川の氾濫ブロックというところで、下流側のこの部分ですね、ここに一番資産が集中しているところがございます、石木ダムが石木川の上流にできますが、これができることによって、この資産が下流側に集中しているところ、ここが一番便益が出るというふうには、被害を軽減することができるというふうなことになっております。

○井上委員長 ほかに。はい、どうぞ。

○大嶺副委員長 先ほどの資料の20 ページに写真が載ってますけど、例えば、工事全体の風景を見ても、かなり周辺も工事が行われて大規模だということがわかりますけど、環境負荷というのが、多分そこまで考慮されていないのかもしれないですけど、いろんな工事に伴うトラックの交通の影響とか、あと、これを見ると盛土とか切土の土砂の部分がかなり大規模に行われるのかなと思います。

その土砂は、どういった形で、例えば、足りないところはほかのところから持ってくるのか、そういったことをお願いします。

○説明者(松本) 基本的にこの工事現場で発生した土砂については、この場内で処理すると、場外には持ち出さないということで、盛土ということを書いておりますけれど、上流側でこの道路のために掘削した土砂は、この盛土部分に持ってくると。ダム本体工事に今後着手した中でも、当然、そこで発生する土砂につきましては、この場内で盛土したりとかして域外には持ち出さないという方針で事業を進めることとしております。

○大嶺副委員長 特に足りない部分を外から持ってくるというのはないですか。

○説明者(松本) 基本的に、この工事の中で全て完結するというのを考えております。

○説明者(浦瀬) 上流側の付替道路工事、上流側3キロ奥のほうも工事をしていきますけど、基本的に盛土と書いていますところが、グラウンドとか、そういう整備をするところになりますので、その盛土部分で量は調整して基本的には外に土を持ち出したりとか、外から土を購入したりとか、そういうものはございません。土砂の持ち出しによって一般交通に影響があるようなことはないと思っております。

○井上委員長 ほかに。はい、どうぞ。

○中村委員 B/Cのところですけども、前回、平成27年度は342億円の便益、今回は384億円、これだけ増えたのはどういう要因でしょうか。具体的にもう少しわかりやすく教えていただければと思います。

○説明者(松本) 今回、B/Cが若干下がっています。そのかわり一個一個については増えたりとかしているんですけど、これについては資産の価格等が、いわゆる治水経済調査マニュ

アルですか、国が出されている指針がございまして、その中の単価等が前回より若干変わっておりますので、そのあたりも今回増えたり減ったりしているところは影響が出ていると考えております。

それと、若干減った要因の中にも、工期を延長したということも影響していると考えております。

○井上委員長 続いて質問をお願いします。

○梅本委員 それともう一つ、費用便益計算のところの質問ですけれども、流水の正常な機能の維持に対する便益というのは、どういうふうな考え方といたしますか、計算をするのでしょうか。

○説明者（松本） この便益につきましては、これも国のほうのマニュアル、いわゆる不特定に関してのマニュアルが出てきてるんですけど、国からは、これまでに流水の正常な機能の維持について投資した額を便益として出すようにということでマニュアルになっている状況です。

○井上委員長 ほかにあれば、ないですか。

後半の部分につきましては、最終的に 23 ページ、対応方針として、原案としては、事業の継続ということで説明がっております。非常に重要な事業であります。ほかに質問はありませんか。——それでは、後半の説明、質疑応答が終わりましたけれども、最初から、1 ページから 24 ページまで全体を通じて質問等があればお願いします。ありませんか。——それでは、私のほうからいいですか。

今回、委員会を開くに当たって反対されている方々、あるいは支援者の方々からご意見をいただきました。その中でちょっと私も確認したいことがあります。政策評価に関する情報の公表についてですが、この会議については、これまでずっと公開でやってきましたし、その議事の内容についても公表しております。そこら辺は十分承知しておりますが、この政策評価に関する情報の公表の中で、「実施計画で評価に関する情報については、県民にとってわかりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表し、県民が意見を述べる機会が確保されるように努めるものとする」というのがあります。

これについて、これまで県としてどのように取り組んできたのかについてお尋ねをしたいと思います。

○説明者（松本） 先ほどから説明をしておりますけど、12 ページのほうに事業の経緯等々で、これら事業説明会の開催状況ということでご説明をしておりますけれど、これまでも、いわゆる先ほど言いましたように、河川整備方針とか河川整備計画、環境アセス、ダム検証、事業認定、それと佐世保市とか川棚町で別個やった個別の説明会等で延べ 2,000 人以上の方々にも説明を行いまして、当然、その中でいろいろ活発な議論もしていただきましたので、我々としては、丁寧な説明を今までもずっとやってきたという状況です。

なお、今回の再評価につきましても、当然ながら、今後、情報公開というか、県のホームページに出しまして、意見があれば、それは県の中で真摯に対応していくという状況でございませう。

○井上委員長 それでは、全体的な説明、それから質問等が終わりました。ほかに何かないで

すか、質問したいこと。

○岡委員 事業と申しますか、小さい質問なんですけれども、移転などされた方のお気持ちを考えて、小さいことではあるんですが、子々孫々までこの地区に、この方々がいらっしやっただよというような石碑か何か、そういう後々まで残る何かを設置することがもし可能なのか、それとも計画が今の段階でできるのか、すみません、お願いします。

○説明者（浦瀬） 県でつくってきたほかのダムにおいても、感謝の碑ということで、そういう記念碑的なものを建てた事例はございます。8割の地権者には協力いただけてますけど、残る地権者についてもぜひ協力してもらって、そういう感謝の碑というものをぜひ建てさせていただきたいと思っております。

○岡 ありがとうございます。私は、二十数年前の県北渇水の時、佐世保に住んでおりました、大変不便な思いをした一人ですけれども、それ以降は佐世保市は渇水は二十数年、事実上は起きておりませんが、今年も実はぎりぎり、危ない状態でした。なかなか佐世保市もそこは公表しないんですけれども、もともとの水がめが少ないので、あつという間に、今年は梅雨だったにもかかわらず、6月は大夏雨がなく、ぎりぎりのところまで来たところで雨が降ったのでよかったです、毎年、そういうことを重ねているところではあります。

ただ、だからといって、佐世保市民、私は市民ではないんですけれども、元市民ですけれども、水が足りないので皆様が辛い思いをされてまで水が欲しいと全ての人が思っているわけではないと思います。

ただ、今、私たちは我慢はできますけれども、水が足りなくなると、また渇水で不便な思いをすることは我慢はできますが、長崎県の未来のことを考えると、どうしても企業誘致が必要かと思えます。県内のことを考えると、企業を誘致するためには、やっぱり水が必要なんだなと、安定供給される水が必要かと思えます。

今、南海トラフ地震などで関西、関東の企業は支店を安全な場所につくりたがっていると聞きます。その時点で長崎県は地震が少ない町として大変高評価を得ているにもかかわらず、水資源がないから残念ながらほかの土地へ支店を出すのを、移転先として長崎県は控えられるということを聞いております。

そのためにも、今の市民の水が必要ではなくて、佐世保市民が今必要としているのではなくて、将来、長崎県に子どもや孫の世代が住み続けるために、やはり水資源が必要なんじゃないかと私は思っておりますので、そのためにも、長崎県のために犠牲に、大変な苦渋の決断をされた方の石碑というか、つくることができるのであれば、せめてそれだけはしていただきたいなと思っております。

○井上委員長 それでは、質疑も大体尽きたようですので、ここで結論を出したいと思えます。

再度確認をいたします。

本案について、23 ページに対応方針があります。原案がございまして、これは、継続ということになっておりますが、原案どおり、事業の継続について、ご異議ありませんか。——異議がないということで、継続と決定させていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、本案については、原案どおり継続ということに決定をさせていただきます。

きます。

以上で予定された審議項目は終了いたしました。

今後の予定等について、事務局から何か説明があればよろしくお願ひします。

○事務局 本日のご意見につきましては、意見書として知事にご提出していただくこととなりますが、その日程等については、後日、調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

3. 閉 会

○井上委員長 それでは、以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。

円滑な審議についてご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで解散ということよろしいでしょうか。

○事務局 本日の議事の内容につきましては、議事録並びに議事要旨を作成いたしまして、委員の皆様にご確認していただいた上で公表したいと考えておりますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

○井上委員長 そういふことですが、よろしいですか。——それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

— 午後 3時 0分 閉会 —